

競争参加者の資格に関する公示

佐賀(4)駐屯地新設土木その他設計に係る技術協力業務対象工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和4年11月22日

九州防衛局長

- 1 案件名 佐賀(4)駐屯地新設土木その他設計に係る技術協力業務対象工事
- 2 履行場所 佐賀県佐賀市
- 3 案件概要 本案件の概要は以下のとおり。
敷地造成（約33ha）、地盤改良（約33ha）、受水槽（ポンプ含）（約170m³）、浄化槽（約800人槽）、地下貯留槽（RC造 約25,000m³）、駐機場（灯火共）（PC版 約110,000m²）、誘導路（約450m）、燃料タンク（地上式 1200KL）、排水対策等に係る施設（※）、隊庁舎（RC-8 約19,000m²）、格納庫1（S-1/RC-1 約5,500m²）、格納庫2（S-1/RC-1 約6,100m²）、格納庫3（S-1/RC-1 約8,300m²）、整備場（RC-1 約470m²）、管理棟（RC-2 約830m²）、警衛所（哨所2棟共）（RC-1 約250m²）、燃料ポンプ室（RC-1 約60m²）、消火ポンプ室（RC-1 約27m²）、航空燃料上屋（舗装共）（S-1 約72m²）、車両燃料上屋（舗装共）（S-1 約72m²）、事務室（RC-1 約20m²）、油脂庫（RC-1 約72m²）、ボンベ庫（RC-1 約37m²）、門柱・門扉（RC）、外柵、建物付帯工事、ユーティリティ（給水・汚水・雨水・電気・通信）
※ 排水対策等に係る施設：駐屯地からの排水（雨水排水及び汚水処理水）を樋門の内側で海水と混合し海域へ放流させるための施設（既存の排水機場の改修等含む）及びポンプ施設、排水管路等の付帯施設
- 4 履行期間 説明書9(4)の技術提案書の作成に必要となる資料による。
- 5 競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付期間等
 - (1) 交付期間 令和4年11月22日から令和5年1月27日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、9時から18時まで。ただし、最終日は17時まで。
 - (2) 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター
<http://www.dfeg.mod.go.jp/>
 - (3) その他 特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。
- 6 申請書の提出

(1) 提出期間 令和4年11月22日から令和4年12月6日までの行政機関の休日を除く毎日、9時から17時まで（12時から13時までの間を除く）。ただし、最終日は12時まで。なお、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）若しくは電子メールによる場合は令和4年12月6日12時までに必着とする。

なお、令和4年12月7日以降も当該案件に係る優先交渉権者の選定日まで随時受け付けるが、優先交渉権者の選定日までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

(2) 提出場所

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎
九州防衛局総務部契約課
TEL 092-483-8829 FAX 092-472-2345

(3) 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送等若しくは電子メールにより提出すること。なお、電子メールにより提出する場合は、(2)へ電話連絡するものとする。

ア 総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で令和3・4年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ 共同企業体協定書の写し

ウ 下記7(2)アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該案件の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」（令和4年11月22日付支出負担行為担当官九州防衛局長）に示すところにより交付する説明書の様式第2と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

(4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7 特定建設工事共同企業体としての資格

(1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者2又は3社の組合せとする。

ア 防衛省における令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「土木一式工事」及び「建築一式工事」で級別の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望していること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）また、優先交渉権者の選定日までに、特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「土木業務」に係る「A」の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望していること。

イ 防衛省競争参加資格に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）が、代表者は「土木一式工事：1,600点以上」及び「建

築一式工事：1,000点以上」、代表者以外の構成員は「土木一式工事：1,100点以上」又は「建築一式工事：1,000点以上」であること。

ウ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、九州防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）（防整施(事)第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 上記1に示した案件に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 代表者は、平成19年度以降公示日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、10ヘクタール以上の造成工事及び構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造5階建て以上で延べ面積12,000㎡以上／（1棟当たり）の建物新設建築工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

ただし、代表者以外の構成員は、平成19年度以降公示日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、5ヘクタール以上の造成工事又は構造が鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造2階建て以上で延べ面積2,000㎡以上／（1棟当たり）の建物新設建築工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

イ 建設業法の土木一式工事及び建築一式工事につき許可を有しての営業年数が5年以上であること。

ウ 土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者、及び、建築一式工事に係る担当技術者をそれぞれ工事現場に専任で配置できること。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの10分の6以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、説明書5の代表者に求める条件を有するものとする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8 競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記7(1)ア及びイに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記6により申請することができる。この場合、上記7(1)ア及びイに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記7(1)ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該案件の優先交渉権者の選定日までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記7(1)ア及びイに掲げる競争参加資格の級別の格

付を受けていない者が当該案件の優先交渉権者の選定日までに上記7(1)ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後3か月以内を経過するまでとする。ただし、当該案件の受注者以外の者であっては、当該案件の請負契約が締結された日までとする。

11 その他

- (1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「佐賀(4)駐屯地新設土木その他設計に係る技術協力業務対象工事〇〇〇建設・〇〇〇建設・〇〇〇建設 建設共同企業体」とする。
- (2) 当該案件に係る競争に参加するためには、優先交渉権者の選定日において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該案件の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。